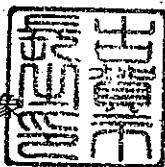


29古水第304号
平成29年9月15日

古賀市上下水道事業経営等審議会
会長 大久保 重幸 様

古賀市水道事業
古賀市長 中村 隆象



古賀市水道事業経営と料金制度のあり方について（諮問）

このことについて、古賀市上下水道事業経営等審議会条例（平成20年条例第3号）第1条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 諒問事項

- (1) 古賀市水道事業の経営について
- (2) 水道料金制度のあり方について

2. 諒問の趣旨

本市水道事業は、地方公営企業法に基づき独立採算を原則に、水道料金を主な財源として経営を行っております。

現在は、一般家庭における節水機器の普及や、企業など大口需要者による地下水利用の影響等から給水量は減少傾向にあり、将来人口の減少が継続すると、給水量はさらに低下することが予測されます。

一方、老朽化した施設の更新需要が増大していくことは明らかな状況であり、今後の経営環境は厳しさを増すものと思われます。

このような状況の中、将来に渡って持続可能な水道事業の経営を行うにあたり、経営基盤の強化を図るために、20年間据え置いている本市の水道料金制度を見直し、現在の情勢に対応した料金体系を構築することが必要であると考えます。

つきましては、事業を継続し、安全・安心な水の供給を行うための経営のあり方と水道料金制度のあり方について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問するものであります。

以上